海外有機認証の扱いについて

平素より弊社製品をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

弊社では、長きにわたり日本の有機(有機 JAS)、米国の有機(NOP)、欧州の有機(EOS)の認証をそれぞれ取得し、世界三地域の有機認証としてトリプルでの有機認証を継続してまいりました。これは弊社有機製品が各地域でも有機製品として流通する目的のためです。

しかしながらその後、日本の有機 JAS と海外の有機認証の同等性が認められるようになりました。また最近になり、同等性を利用した有機製品の対米輸出入に関する農林水産省Q&Aが改正され、有機 JAS 認証を受け日本国内で栽培された有機農産物を使用して製造された有機農産物加工食品は、米国有機規格(NOP)認証の対象外となるとの解釈の変更がございました。

こうした事情より、米国有機規格(NOP)認証を継続する必要性がなくなりましたので、**国内** 産の有機原料のみを使用しております弊社有機製品は、今後は日本の有機(有機 JAS)認証に有機 認証を一本化して行くことと致しました。

なお、当社の有機製品はこれまで通り、有機 J AS との同等性を持って、国内及び海外において「有機製品」として流通することに変更はございません。また、弊社の有機への取り組み姿勢や有機製品づくりに対する拘りに関しても何ら変更はありません。引き続き皆様に安心してご利用いただける食品づくりに今後とも鋭意努めてまいります。